

【公表】

整理番号	40
契約番号	6農振財契第558号
件名	令和6年度 都行造林維持管理業務委託(山伏谷)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都西多摩郡奥多摩町氷川 字 山伏谷 地内
概要	標柱整備 49.00ha
契約期間	契約確定の日の翌日から令和7年1月15日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路・公園等管理」のうち「取扱品目05:枝落し・除草・草刈」又は「取扱品目09:森林整備(伐採)」で登録している者であること。</p> <p>②東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05:除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。</p> <p>③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。</p>
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年8月29日(木) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年8月8日(木)午前10時から令和6年8月16日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	<p>以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。</p> <p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①もしくは②に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p> <p>(8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 都行造林係</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0641</p>

特記仕様書

委託件名： 令和6年度都行造林維持管理業務委託（山伏谷）

履行場所： 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 字 山伏谷 地内

契約期間： 契約確定の日の翌日から令和7年1月15日まで

第1章 総 則

- 第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業の施工に適用する。
- 第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」、によるものとする。
- 第3条 「標準仕様書」、「特記仕様書」、の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」、の順によるものとする。
- 第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。
- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出書類様式集」
 - 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真撮影要領」
 - 3) 標準仕様書（附則－3） 「育林地状況写真撮影指針」
- 第5条 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。
- 第6条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。
- 第7条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書、によるものとする。
- 第8条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。
- 第9条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。
- 第10条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。
- 第11条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。
- 第12条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。
- 第13条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式－12にて報告すること。なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用にあたっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第2章 提出書類

第14条 受託者は、施業のしゅん工に際し、次のしゅん工図書を提出すること。

- | | |
|------------------------|----|
| 1) 施業記録写真 | 1部 |
| 2) 写真記録電子データ (J P E G) | 1部 |

第3章 施業

第15条 標柱整備

- 1) 境界ペイントは白の塗料を用いること。
- 2) 使用する塗料は、事前に監督員の確認を受けること。
- 3) 既存のペイントを塗り直す場合は、表皮を削ってこれを消したうえで、概ね1.8mの高さに塗り直すこと。
- 4) 塗り直す立木の間隔について、変化点毎、または概ね10m間隔を目安に作業すること。
- 5) 境界杭を見つけた場合は、ピンクテープ等を使用して目印をつけること。

第16条 その他、作業において疑義や問題が生じた場合、直ちに監督員に報告し指示に従うこと。

第17条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者との連絡を密に取りトラブル等起きないように十分注意すること。
- 2) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。喫煙等は安全な場所で行い、火の始末は確実に行うこと。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 3) 施業箇所一般登山者が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に登山者が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- 4) 上記以外の事項については、監督員の指示に従うこと。
- 5) 環境により良い自動車利用について、本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- 6) 支払い方法
作業完了後に提出される完了届けに基づき検査を行い、合格と認定した後、支払

い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7) 連絡先

〒190-0013

東京都立川市富士見町3丁目8番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

森の事業課 都行造林係

TEL 042-528-0641